

結婚を支援する活動に対し補助金を交付します

少子化対策の一環として藤里町内で実施される結婚の出会いの場の提供や結婚支援活動に対して、「藤里町結婚支援イベント補助金」を交付します。

【補助対象団体】 町内に事務所及び活動場所を有する団体等

※ただし、営利目的として結婚支援事業を営む場合や政治活動や宗教上の教義を広める活動を主たる目的とする団体は除きます。

【補助対象事業】 独身男女を対象とした男女の健全な出会いの機会を提供する事業、異性とのコミュニケーション能力の向上に資する事業又は結婚へのきっかけづくりを支援する事業であって、次のいずれにも該当する事業

- ・ 20歳以上の独身男女を対象とする交流イベント
- ・ 参加者総数が6人以上の事業
- ・ 参加者の過半数が町内に居住する又は勤務する者である事業
- ・ 参加者から参加料を徴収する場合は、事業の趣旨を踏まえ適正な水準の参加料を設定している事業

※ただし、他の制度から補助金等の交付を受けている又は対象となっている事業は除きます。

【補助対象経費】 人件費、報償費、会議費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、保険料、食糧費（条件あり）

【補助金の額】 一事業10万円まで

【お問い合わせ先】 藤里町役場 総務課内
少子化対策室 ☎79-2111



町では、あきた結婚支援センター
入会登録料を全額(10,000円)助成
しています！役場での手続きは必
要ありません。ぜひ、ご加入を！

農地の借受希望者（受け手）の募集と 農地の貸付希望者（出し手）の受付開始

秋田県農業公社では、平成26年から農地中間管理事業を実施しています。

この事業は、経営規模を縮小する農家（出し手）から中間管理機構（農業公社）が農地を借り入れ、公募に応募した規模拡大や集約化を希望する農家（受け手）に、まとまった農地を貸し付けるものです。

受け手の公募は、7月1日から30日間実施します。申込書は、中間管理機構（農業公社）のホームページに掲載するほか、役場農林課、農業委員会に用意してありますので、是非応募してください。応募者は、月末に取りまとめて翌月に公表することになっています。

また、農地を中間管理機構に貸したい希望者（出し手）についても、7月1日から随時受け付けします。

詳細につきましては、役場農林課、農業委員会または中間管理機構（農業公社）までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 藤里町農林課・農業委員会 ☎79-2114

秋田県農業公社

☎018-893-6223